

第 1 回 区役所改革の基本方針の改定に関する有識者懇談会 会議録

日 時		令和 7 年 6 月 4 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 2 時 0 0 分
場 所		川崎市役所本庁舎 2 階ホール
出席者	委員	（１）秋山 美紀 委員 （２）庄司 昌彦 委員 （３）松井 望 委員
	川崎市	（１）加島 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長 （２）山田 総務企画局地方分権・特別市推進担当係長 （３）窪田 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 （４）久保 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長 （５）片倉 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長 （６）成沢 川崎区役所企画課長 （７）塚本 幸区役所企画課長 （８）齋藤 中原区役所企画課長 （９）星 高津区役所企画課長 （１０）玉井 宮前区役所企画課長 （１１）佐藤 多摩区役所企画課長 （１２）田島 麻生区役所企画課長
	事務局	（１）阿部 市民文化局コミュニティ推進部長 （２）菅原 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 （３）石見 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当係長 （４）山手 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課職員
傍聴者		0 名
議 題		（１）「区役所改革の基本方針」の改定に向けた考え方について （２）その他
配布資料		・ 座席表 ・ 委員名簿 ・ 区役所改革の基本方針の改定に関する有識者懇談会開催運営等要綱 ・ 資料 1－1 区役所改革の基本方針の改定に関する有識者懇談会について ・ 資料 1－2 区役所改革の基本方針の改定に向けたスケジュール ・ 資料 2 川崎市総合計画 改定方針 ・ 資料 3 川崎市行財政改革第 4 期プログラム策定方針 ・ 資料 4 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現

	に関する提言（素案） ・ 資料 4－2 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）補足説明資料 ・ 資料 4－3 特別市に関する考え方の追加説明資料（素案） ・ 資料 5－1 区役所組織の変遷及び市民サービス向上・区役所機能強化への取組 ・ 資料 5－2 区が実施している事務の状況 ・ 資料 5－3 区役所改革の基本方針の改定に向けた考え方について ・ 参考資料 1 区役所改革の基本方針 ・ 参考資料 2 区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針改定版 ・ 参考資料 3 区役所・支所・出張所・行政サービスコーナー位置図 ・ 参考資料 4 区役所機構 ・ 参考資料 5 区における総合行政の推進に向けた取組 ・ 参考資料 6 川崎市総合計画改定に向けた将来人口推計 ・ 参考資料 7 川崎市総合計画改定に向けた基本的な考え方 ・ 参考資料 8 大都市地域における各種制度の比較（区について）
--	---

議事

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

それでは、定刻少し前でございますが、皆様お揃いですので、始めさせていただきますと思います。ただいまから第1回区役所改革の基本方針の改定に関する有識者懇談会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます市民文化局コミュニティ推進部区政推進課の菅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。初めに、本日の懇談会は公開とさせていただきます。現在いらっしゃるんですが、傍聴、マスコミの方々の取材を許可しておりますので、御了承いただきたいと思います。

また、本日の会議録でございますが、事務局で作成しまして、委員の皆様にご確認いただいた上で公開の手続きを進めさせていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第、次に委員の皆様の名簿、その次に座席表、そして、有識者懇談会開催運営等要綱がございます。

続きまして、資料1-1として、区役所改革の基本方針の改定に関する有識者懇談会について。資料1-2として、区役所改革の基本方針の改定に向けたスケジュール。資料2といたしまして、川崎市総合計画の改定方針。資料3として、川崎市行財政改革第4期プログラム策定方針。資料4-1として、人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）。資料4-2がこちらの補足説明資料です。また、資料4-3といたしまして、特別市に関する考え方の追加説明資料（素案）。資料5-1といたしまして、区役所組織の変遷及び市民サービス向上・区役所機能強化への取組。資料5-2として、区が実施している事務の状況。資料5-3として、区役所改革の基本方針の改定に向けた考え方についてでございます。

参考資料といたしまして、参考資料1、区役所改革の基本方針。参考資料2、区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針改定版。参考資料3、区役所・支所・出張所・行政サービスコーナー位置図。参考資料4、区役所機構。参考資料5、区における総合行政の推進に向けた取組。参考資料6、川崎市総合計画改定に向けた将来人口推計。参考資料7、川崎市総合計画改定に向けた基本的な考え方。参考資料8、大都市地域における各種制度の比較（区について）がございます。

資料の不備などございましたら、事務局に申しただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、出席者の紹介ということで、本日は第1回目でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、オンライン参加いただいております慶應義塾大学環境情報学部教授の秋山美紀委

員でございます。よろしくお願いいたします。

秋山委員

よろしくお願いいたします。本日はオンラインで失礼いたします。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

続きまして、武蔵大学社会学部教授の庄司昌彦委員でございます。

庄司委員

武蔵大学の庄司です。よろしくお願いいたします。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

続きまして、東京都立大学都市環境学部教授の松井望委員でございます。

松井委員

松井でございます。よろしくお願いいたします。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

委員の皆様の御紹介は以上でございます。

市側の出席者につきましては、座席表にて御確認をいただきたいと存じます。なお、宮前区役所につきましては、企画課長の玉井が公務の都合により、代理として本日小西課長補佐が出席させていただいておりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、コミュニティ推進部阿部部長から一言御挨拶を申し上げます。部長、よろしくお願いいたします。

阿部コミュニティ推進部長

コミュニティ推進部長の阿部でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当懇談会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

本日ですが、区役所改革の基本方針の改定ということで、委員の皆様から御意見をいただきたいのですが、事前のヒアリングの中でもお話しさせていただいたとおり、平成28年に区役所改革の基本方針を策定いたしまして、「めざすべき区役所像」の実現に向けて、取組を進めてきたところでございます。まだ道半ばではございますけれども、DXの推進ですとか、社会環境が大きく変わってきた中で、社会環境の変化を反映しながら、改めて今後10年間どのように進めていけばよいかということを我々市がたたき台をつくるに当たって、委員の皆様から御意見いただきながら進めていきたいと思っております。

そういった意味で、それぞれ専門の立場から忌憚のない御意見をいただければと思いますので、最後の第4回までよろしくお願いします。

簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございました。

それでは、次に、本日の進め方を簡単に御説明させていただきます。次第を御覧ください。

まず、議題1につきまして、有識者懇談会について事務局から御説明し、議題2につきましては、担当部署から、(1)総合計画関係、(2)行財政改革プログラムについて一括して御説明をさせていただき、何か御質問がございましたらお答えさせていただきます。その後(3)大都市制度についての説明をさせていただいて、改めて質疑応答を予定しております。川崎市をめぐる動向について、委員の皆様の共通認識を図ればと考えております。

その後、議題の3といたしまして、区役所改革の基本方針についてでございますが、事務局から御説明させていただいて、意見交換、質疑応答を予定しております。

議題3につきましては、11時頃から意見交換の時間にさせていただきます。本日は12時終了予定ということで懇談会を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議題1の有識者懇談会について、事務局から説明をお願いいたします。

石見区政推進課担当係長

コミュニティ推進部区政推進課の石見と申します。それでは、5ページの資料1-1について御説明させていただきます。

1番の懇談会の設置目的についてでございますが、10年後の地域社会を見据え、区役所が果たす役割とその実現に向けた取組の方向性を明らかにするために策定いたしました「区役所改革の基本方針」につきまして、窓口サービスの向上、地域づくりの取組、区役所の機能強化など、これまで進めてきた取組の進捗状況を確認するとともに、デジタル化の進展、地域コミュニティにおけるつながりの希薄化、地域課題の多様化・複雑化など、区役所を取り巻く環境変化を踏まえた今後の区役所が果たすべき役割と方向性を改めて示すため、総合計画等の改定に合わせ、令和8年3月に改定することといたしまして、学識経験者の皆様の幅広い見地から専門的な意見を聴取し、検討を進めていくことを目的に本懇談会を設置しております。

2番、委員の構成でございますが、地域づくりとして秋山委員、DX政策として庄司委

員、地方自治・大都市制度として松井委員、学識経験者3名の構成としております。

3番の検討スケジュールでございますが、本日第1回開催後、第2回といたしまして7月2日、区役所におけるデジタル化への対応について、第3回といたしまして8月1日、区役所を取り巻く環境変化を踏まえた地域づくりへの対応について、第4回といたしまして8月25日、仮称でございますが、「区役所改革の基本方針改定版」案についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページ、資料1-2改定に向けた検討スケジュールでございます。内容につきましては、後ほど改めて御説明いたしますが、令和7年5月に改定に向けた考え方を取りまとめまして、こちらを踏まえ、引き続き庁内検討を進めていくところでございます。それと併せて、有識者懇談会における意見聴取を実施させていただき、また、区役所ミライプロジェクトと記載しておりますが、市民の皆様からの意見聴取も行いながら検討を進め、令和7年11月に改定案を策定、公表後、パブリックコメントを実施するとともに、区役所ミライプロジェクトとして、フォーラム等を開催し、市民の皆様から御意見をいただきながら、令和8年3月に改定をいたします。

下段につきましては、川崎市総合計画、行財政改革プログラムに関するスケジュールを掲載しております。

説明については以上でございます。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

議題1につきましては懇談会についての説明でございますので、特段御意見等なければ、次の議題に移りたいと存じます。

それでは、続きまして、議題2の川崎市をめぐる動向についてでございますが、(1)から(2)まで一括して担当部署から説明させていただきます。

加島総務企画局企画調整課担当課長

総務企画局の企画調整課加島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料7ページを御覧いただきたいと思います。川崎市総合計画改定方針について御説明させていただきたいと思います。こちらの方針は先月28日に議会へ報告しているものでございます。具体的な取組の内容ではなく、今後このような考えで改定作業を進めていきますという趣旨のものでございまして、時間の関係がございましたので、ポイントを絞って説明させていただきたいと思います。

9ページを御覧ください。1の計画改定の趣旨でございます。平成28年3月に策定した本市の総合計画、今年度が第3期実施計画の最終年度に当たるとともに、3層構造の1層目と2層目の基本構想、基本計画の策定から10年が経過するという節目の年となっています。

この間、本市を取り巻く環境変化が加速しておりまして、近い将来、人口減少という深

刻な課題に直面することが予測される中、４点目ですが、基礎自治体、また、首都圏の大都市として引き続き重要な役割を果たしていくことが求められておりまして、５点目にありますように、今後も持続的な発展を続けるために総合計画を改定し、多様化・複雑化する課題に機動的に対応していくこととしておりまして、今後、この方針に基づいて改定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

１０ページを御覧ください。２の計画改定に当たっての基本認識でございます。（１）のこれまでの取組と成果では、この１０年間の振返りを簡単に記載しております。

次の１１ページでございます。（２）本市を取り巻く環境変化と主な課題等でございますが、継続的な課題への適切な対応とともに、環境変化を的確に捉えて、本市の強みや成長の機会を最大限に生かしながら取組を進めていくこととしております。

以降、主な課題等を列挙しております。初めに、少子高齢化・人口減少の進行でございますが、本市の人口動態につきましては、左下のグラフのとおり、自然増減につきましては、令和３年以降マイナスに転じております。社会増減につきましては、今も増加が続いておりますが、右下のグラフにありますように、子育て世帯と思われる層では転出超過が続いている状況でございます。

次の１２ページを御覧ください。総合計画改定に向けて改めて行った将来人口推計でございますが、前回の推計と比較いたしまして、人口のピークの時期が、令和１２年から令和１７年、５年程度後ろ倒しを見込んでございますが、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少への転換が見込まれることには変わりはないという状況でございます。

今後、担い手不足の拡大等によりまして、市民生活に必要な機能やサービスの縮小ですとか水準の低下などが懸念されることから、人口減少の進行を抑制する取組と、人口減少に転じた際にも持続的な発展を可能とする取組を併せて進めていく必要があると考えております。

また、時代に合った最適な社会システムの構築に向けては、特別市の早期法制化に向けた取組を加速していく必要があるとしております。

以降、１３ページには気候変動、１４ページに自然災害、ＤＸ、産業振興、１００周年のレガシーを記載しております。

１５ページを御覧ください。（３）財政環境でございますけれども、３点目のところですが、引き続き厳しい財政環境が見込まれる中、この後説明がありますけれども、行革プログラムのほか、財政運営の考え方、資産マネジメント実施方針と連携を図りながら、取組の優先順位を勘案し、個々の取組内容を検討していく必要があると考えております。

次のページ、１６ページには（４）として都市構造と交通体系について。

次のページ、１７ページから３の計画改定に向けた基本姿勢として、（１）対話と現場主義に基づいて計画改定を進めること。

それから、次の１８ページで（２）の標題に記載のとおり、データに基づく政策形成を推進していくとしております。

次の19ページを御覧ください。ここから総合計画の構成でございまして、4の総合計画の構成につきましては、現計画と同様に、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造としてまいります。

次の20ページを御覧ください。5の基本構想の概要でございます。基本構想は改めて30年程度先を展望しまして、現行の考え方を基本としながら必要なアップデートを行ってまいります。

例えば(2)の2点目のところにありますように、災害リスクの増大ですとか、市民の安全が脅かされる出来事が最近増えていますが、これらを踏まえまして、安心のふるさどづくりの考え方について、これまで特に触れていなかった安全の要素を一部補足する予定でございます。

(3)の基本政策は、現行の5つといたしまして、区役所の機能強化に関する施策につきましては、基本政策5の市民自治の地域づくりに位置付けられているところでございます。

次の21ページを御覧ください。6の基本計画の概要でございます。基本構想と同様、必要なアップデートを行ってまいります。具体的には(1)から(3)の記載のとおりでございますが、(2)のとおり、今回10年でなく、令和8年度から19年度までの12年間の市政運営の方向性を定めていきたいと考えております。

次の22ページを御覧ください。7の実施計画の概要でございます。名称につきましては、第4期実施計画、計画期間は令和8年度からの4年間といたしまして、市民にとって分かりやすく、機動的な計画とするために、構成について抜本的な見直しを行ってまいりたいと考えております。主な変更点は次のページ以降で御説明いたします。

次の23ページを御覧ください。(4)第3期からの主な変更点といたしまして、3点示しております。1つ目の重点的に取り組む課題(テーマ)の設定につきましては、計画期間中の4年間、特に重点的に取り組む課題を設定いたしまして、その考え方や課題解決に向けた主な取組を掲載する予定でございます。なお、課題、テーマの選定につきましては今後進めてまいりたいと考えております。

次の24ページを御覧ください。②施策体系別の取組につきましては、これまで施策に紐付く約570の事務事業のうち大半は、それぞれ年度ごとに細かな取組内容を掲載してまいりましたが、市民に分かりやすく、機動的な計画にするため、3点目の後段でございませうけれども、主要な事務事業を精選し、かつ、必要な情報のみを簡潔に掲載してまいりたいと考えております。

また、bに記載のとおり、全ての施策、事務事業について見直しの必要性、統廃合も含めて検討するとともに、2点目の施策ごとに改めて目標設定を行って、4年後の目指す姿を明らかにしてまいりたいと考えております。

次の25ページは、政策体系別の取組の施策・事務事業のページでございまして、イメージを載せております。必要な情報を簡潔に各施策2ページで統一していく予定としてお

ります。

26ページを御覧ください。③区のまちづくりの方向性と主な取組につきましては、現計画では区計画という名称ですが、区役所の区民課や保険年金課の業務や地域包括ケアなど、7区で共通する業務については、これまで政策体系別計画に位置付けておりまして、区計画には、地域課題の解決に向けて各区が独自に展開するものを位置付けてまいりました。改定後もこの位置付けは変更いたしません、資料5-2にあるように、区役所全体の業務に関する計画とはしておりませんので、区計画の名称はより実態に即した名称に変更する方向で検討を進めてまいります。

また、掲載内容につきましては、政策体系別の取組と同様に必要な情報のみを簡潔に記載してまいりたいと考えております。イメージは御覧のとおりでございます。

次の27ページを御覧ください。5の評価の仕組みの見直しにつきましては、この間、松井委員にも政策評価委員として様々なアドバイスをいただいておりますが、1点目の施策の指標の設定等に関する課題のほか、2点目の毎年の評価に関わる職員の事務負担等を踏まえ、見直しを行うとしておりまして、実感指標の在り方や施策・事務事業評価の統合等についても検討を進めてまいりたいと考えております。現時点でのイメージは御覧のとおりでございます。

次の28ページを御覧ください。(6) 効率的・効果的な計画行政の推進でございます。引き続きSDGsとまち・ひと・しごと総合戦略を統合した計画としてまいります。また、改定後の総合計画は電子媒体のみとし、これまでの分厚い冊子にはしない方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

次の29ページを御覧ください。改定までのスケジュールでございます。今後11月に改定素案の公表、2月に基本構想、基本計画改定の議案提出並びに第4期実施計画(案)の公表、3月に計画改定を予定しております。

30ページ以降につきましては、参考として、現行の基本構想や基本計画、第4期実施計画のレイアウトのイメージなどを掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、参考資料6に改定に向けた将来人口推計の詳しい資料、参考資料7として、先ほど御説明した改定に向けた基本的な考え方を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明については以上でございます。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、引き続きまして、議題2の(2)について御説明させていただきたいと思っております。私、総務企画局の行政改革マネジメント推進室の窪田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3をお願いいたします。総合計画と同じく、先月28日に議会へ報告し

ております行財政改革第4期プログラムの策定方針でございます。

初めに49ページを御覧ください。1の策定の趣旨・背景でございます。(1)これまでの取組についてでございますが、「最幸のまち かわさき」の実現に向けまして、平成28年度以降、第1期から第3期までの行財政改革プログラムを策定し、経営資源の着実な確保等を進めることにより、総合計画に掲げる政策・施策の推進に貢献してまいりました。

下段のグラフはこれまでの取組における事務事業への貢献度を評価区分別にお示したものでして、一定程度、総合計画に掲げる施策・施策の推進に寄与しているものと考えております。

50ページを御覧ください。(2)行財政運営の現状と課題についてでございますが、本市を取り巻く環境は、社会のデジタル化や環境問題の深刻化のほか、少子高齢化の進行や人口減少社会への転換が見込まれるなど大きく変化しており、また、今後も厳しい財政環境が続くと見込まれますことから、より一層の経営資源の確保と限られた経営資源を必要な政策・施策に適切に活用していくことが必要と考えているところでございます。

下段に参りまして、具体的な行財政運営に関する主な現状と課題としまして、5項目を掲載しております。

まず、①少子高齢化の進行、人口減少社会の到来につきましては、今後様々な分野における担い手不足や社会保障関連経費の増大、また、社会全体の年齢構造の変容などへの対応が課題と考えているところでございます。

51ページを御覧ください。②物価高騰等の影響につきましては、今後も厳しい財政環境が続くと見込まれますことから、歳出削減やより効果的な支出に向けた事業の見直しのほか、市税の増収や財産の有効活用などによる更なる財源確保が課題と考えております。

次に、③DXの進展につきましては、新たなデジタル技術の進展を踏まえ、データとデジタル技術を使いこなすことで、更なる行政サービスの向上等に向けて制度や組織の在り方を変革していくことが課題と考えております。

次に、④多様性の拡大につきましては、今後も市民のために真に必要なサービスを見極め、また、人の手で行ってきた行政サービスも再整理を進めるとともに、新たな担い手の確保や地域活動等の活性化に向けた更なる取組が課題と考えております。

最後に、⑤厳しい人材確保環境、社会環境の変化に対応できる人材育成の必要性につきましては、全庁を挙げた人材確保の取組や人材の定着化に向けた取組が不可欠な状況にあることや、DXの進展や市民ニーズの多様化・複雑化などの社会環境の変化に適切に対応できる職員の確保・育成が課題と考えております。

52ページを御覧ください。(3)行財政改革第4期プログラムの策定でございますが、こうした現状と課題を踏まえますと、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するためには、更なる行財政改革の推進が重要となりますことから、行財政改革第4期プログラムを策定することといたしまして、また、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立す

るため、市民ニーズの多様化・複雑化が進む中におきまして、行政が真に果たすべき役割等を見極めながら、全ての事務事業について見直しの必要性等を検討し、計画策定につなげてまいりたいと考えております。

5 3 ページを御覧ください。2 のプログラムの概要でございます。(1) 名称及び(2) 計画期間は記載のとおりでございます。(3) 関連計画との連携・調整でございますが、総合計画第4期実施計画など、関連する計画と十分な連携・調整を図ってまいります。また、(4) 行財政改革第3期プログラムの反映についてでございますが、3期プログラムの各改革課題における取組評価の内容につきまして、4期プログラムの取組へ適切に反映してまいります。

5 4 ページを御覧ください。3 のプログラムの基本理念でございます。4期プログラムにおきましても、これまで掲げておりました次の4つの基本理念、(1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握、(2) 市民サービスの質的改革の推進、(3) 市役所内部の質的改革の推進、(4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸なまち」の実現に基づきまして、更なる行財政改革の取組を推進してまいります。

5 5 ページを御覧ください。4 の目的・位置付けでございますが、総合計画に掲げる政策・施策の推進による「最幸のまち かわさき」を実現するため、必要な経営資源の確保等を行うことで、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供することで、市民満足度の向上を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、行財政改革の取組を推進することを目的としております。

5 6 ページを御覧ください。確保すべき経営資源の種類でございますが、3期プログラムに引き続き、ヒト、モノ、カネ、情報、時間の5つとしております。

5 7 ページを御覧ください。5 の改革の主な視点でございますが、基本理念に基づき、行財政改革の取組を推進するため、次の3つの改革の主な視点を設定し、今後、具体的な改革の取組を設定してまいります。まず、(1) 社会経済状況の変化を踏まえた行政サービスの最適化につきましては、既存事業の見直しによる再構築や業務プロセス改革の推進のほか、市民・企業・団体など多様な主体との連携やデータ・デジタル技術の活用等による新たな価値の創造に向け、行政サービスの最適化を推進するための改革に取り組むものでございます。次に、(2) 戦略的な経営意識に基づく持続可能な行財政運営の推進につきましては、厳しい財政環境下におきましても行政サービスを支えるため、持続可能な行財政運営の推進に向け、戦略的な経営意識に基づく効率的・効果的な支出のほか、更なる財源の確保を推進するための改革に取り組むものでございます。次に、(3) 組織最適化や人材育成・確保による生産性の向上につきましては、組織の最適化や計画的な人材育成、有為な人材の確保・活用に取り組むとともに、全ての職員がやりがいを持って主体的に業務に取り組む職場環境の構築や職員の意識改革を通じ、組織の生産性向上を推進するための改革に取り組むものでございます。

５８ページを御覧ください。６の行財政改革第３期プログラムからの見直しでございます。３期プログラムは改革課題数及び記載内容ともに可能な限り詳細化・細分化・明確化してお示ししてまいりましたが、社会経済環境が大きく変化している中におきましては、環境変化に機動的かつ柔軟に対応するとともに、市民に分かりやすいものとなるよう見直しを図ってまいりたいと考えております。

（１）改革課題の重点化についてでございますが、４期プログラムの改革課題の設定に当たりましては、社会経済状況の変化等を踏まえた新たな課題や、より経営資源の確保に資する取組等を中心に、下の星印の①から③の視点に基づき、重点的に取り組むべき改革課題を厳選して位置付けてまいります。

一方で、一番下の米印の下線部分でございますが、４期プログラムに位置付けない取組につきましても、従前から実施している事業見直し・業務改善の取組を通じまして、経営資源の確保が図られているか効果の確認を行ってまいりたいと考えております。

５９ページを御覧ください。（２）改革課題の整理・統合でございますが、３期プログラムからの継続が必要となる改革課題につきましましては、各改革課題の性質や取組内容等を踏まえまして、一部集約などの課題の整理・統合に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。また、（３）の記載内容の重点化等でございますが、各改革課題の項目・内容につきましましては、計画期間中の目標達成に大きく資する活動内容や重要なトピックとなる事項、成果を端的に示す指標など、必要な情報を厳選して記載してまいりたいと考えております。次に、（４）「今後の財政運営の基本的な考え方」の改定でございますが、第１期からお示ししている収支フレームにつきましましては、持続可能な行財政基盤の構築に向けた重要な指針となるものですが、この改定に当たりましては、社会経済環境が大きく変化している状況等を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

６０ページにつきましましては、個別の改革課題のレイアウトイメージを掲載しております。

６１ページを御覧ください。７の推進体制でございますが、（１）から（３）に記載のとおりでございます。

６２ページを御覧ください。最後に、８の策定スケジュールでございます。記載のとおりございまして、総合計画の改定作業と連携して進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございました。本市をめぐる計画改定の動きとして、まさに先月末の総務委員会、文教委員会ではこれから御説明させていただきます資料５－３の区役所改革の基本方針の改定に向けた考え方を御説明させていただくなど、市として動き出しているところでございます。

総合計画につきましましては、基本構想の３０年、区役所改革の基本方針と同じ１０年間を

見据えた基本計画、また、行財政改革第4期プログラムなど、本市をめぐる計画関係について御説明いたしました。

ここまでの御説明で委員の皆様から確認点や、御質問等があればお願いしたいと思います。松井委員どうぞ。

松井委員

まず、全体のスケジュールの6ページ目と、総合計画と行財政改革プログラム、区役所改革の基本方針の関係性です。それぞれ並走しているように見えますが、今回の区役所改革の基本方針が、総合計画や行財政改革プログラムにどのように影響するのかわからないのかの補足説明をお願いします。

2つ目は、26ページ目にありましたが、区計画の名称や内容の変更です。これは、基本方針に影響を及ぼすのか否かを検討されているのでしょうか。基本方針自体は、先ほどの整理でいえば、区全体に関わる方針、いわば市民文化局的な計画、事業であると捉えれば、区計画にはほぼ関係しないように見えます。他方で、区計画の見直しのところで、今回策定する基本方針に、例えばデジタル化も含めた効率化を載せていくことになれば、今でいう区計画にも、掲載が必要なものが出てくるのではないのでしょうか。これらの整理はどのように考えられていますか。

3点目は、今お話ししたところに関連しますが、今回我々が参加する懇談会は、総合計画上は市民文化局の事務に位置付けられるのかという点です。

もう1点、行財政改革プログラムでは、質的改革と述べていますが、質的改革とは具体的には何を示しているのかがよく分かりませんでした。結局、削減するのかわからないのかという話があり、やり方を変えるということをおっしゃりたいのか、もう少し予算が必要と述べているのでしょうか。質的改革という言葉が、鍵括弧付きで使われており、ここで示したい概念を市民が理解するのは難しいと思いました。補足の説明をしていただきたいと思います。大きく4つです。以上です。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

どうもありがとうございます。

まず、総合計画と区役所改革の基本方針の改定との連携でございますが、議題3で御説明させていただく部分ですが、基本的に同じようなスケジュール感で取組を進めているところでございます。

厳密に言いますと、市民文化局で改定に向けた事務を進めておりますが、区役所が果たす役割や取組の方向性について10年前に示したものを改定し、総合計画の見直しと連動する形で進めておりますので、関係局とも連携しながら打ち出していくことを検討しております。

区計画につきましては、実施計画として4年間の取組を示すものであり、区役所改革の

基本方針は10年後を見据えたものでございますので、双方を連携させていきたいと思っております。また、区役所改革の基本方針においては、10年後を見据えるとともに、直近の課題等も踏まえながら、市民の皆様にとって分かりやすいものを策定していきたいと思っております。

また、総合計画における本懇談会の位置付けにつきましては、区政推進課が所管しているところでして、各区役所にヒアリングするなど、課題の共通認識を持った上で基本方針の改定を取りまとめていきたいと思っております。

加島総務企画局企画調整課担当課長

区計画の関係で、デジタル化などについても、区計画への掲載が必要ではないかというお話をいただきましたが、どのような形で掲載していくかについては、引き続き検討させていただきます。区役所の機能強化に関する位置付けとするのか、または、市全体のDXの取組とし、政策の4に掲載することも考えられますので、今後どのように区計画をとりまとめていくかについては引き続き検討してまいりたい。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

行財政改革第4期プログラムにおける質的改革についてでございますが、平成28年に策定した第1期プログラムから、基本理念として質的改革を打ち出しておりまして、主に市民サービスの質的改革と、行政内部における質的改革を打ち出しております。

確かに、ヒトやお金の量的な改革に比べますと、非常に分かりにくいところもございますが、市民サービスの質的改革でいいますと、例えば、行政手続を簡素化することによって市民満足度の向上が望めるなど、行政内部でいいますと、人材育成を含め、組織の強化をしていくことによって、行政の生産性の向上を進めていくといったようなことを意識した改革と捉えております。

松井委員

ありがとうございます。区役所の全体的な方針である基本方針は、本庁の実施業務に大きな影響を与えますので、基本方針自体を早めに提示して、各局の計画などを見直してもらうとよいですね。質的改革するためには、総合計画や行財政改革プログラムよりも早めに出していったほうがよいのではないかと思います。

要するに、併せてつくりましたということになると、現在、区役所の職員が汲汲と仕事している現状は、ほとんど変わらないと思います。ただただ仕事が増えていくだけということになりかねません。早めに基本方針で具体的な提示をし、総合計画と行財政改革プログラムに提示していくのがよろしいかと思います。以上です。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございます。外部に公表するスケジュール感と行政内部における調整のスケジュール感がございますが、私どものほうで関連する会議体を多く持っておりますので、関係部局とともに調整を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

秋山委員

秋山です。まず、お話聞かせていただき、やがてくる未来を見据えて、今からしっかり手を打っていかれようとしている本気度が伝わってきて、身が引き締まる思いで聞かせていただきました。

23ページにテーマと施策の紐点けのような図が載っていたと思いますが、施策間のシナジーを持たせるというところを念頭に、部局を跨いだ情報共有や副次的効果も含めた効果が現れていくメカニズムを全体として共有していくことが大事であると思いながら聞かせていただきました。

今回、改革の大きな目的というのが、少子高齢化や人口減少社会への対応というところかと思います。私の専門とする地域包括ケア、地域共生社会の視点から申し上げますと、従来は区別されている医療とケア、このケアというのは、介護、生きがいづくりを含むセルフケア、社会参加、就労、生涯学習、ボランティアなどありますが、これらはすべてつながっており、それらの相乗効果やそこから生まれる副次的効果が他に及んでいくということを皆さんに念頭に置いていただき、施策を進めていくことが大事ではないかと思います。

専門人材の育成の話も出てきましたが、専門に閉じこもる専門家はあまり必要ではなく、むしろ専門を持ちながらも越境していく専門家がこれから大事になってくると思いますので、今回基本方針を考えていただく中でその点をぜひ視野に入れていただきたいと思います。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

秋山委員、ありがとうございました。区役所改革の基本方針や総合計画など全体に関する御意見であったかと思います。ありがとうございます。

庄司委員

私からのコメントは10件ほどあるのですが、質問という形では行いません。どこかのタイミングでコメントしようと思います。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございました。

それでは、議題2(3)の大都市制度についての御説明に移らせていただきたいと思います。

ます。それでは、担当部署からよろしくお願いいたします。

山田地方分権・特別市推進担当係長

総務企画局地方分権・特別市推進担当の山田と申します。本日課長が所用で不在のため代理での出席となりますので、よろしくお願いいたします。

大都市制度についてでございます。資料として用意させていただいている63ページ、こちらは、昨年川崎市長がリーダーを務めております指定都市市長会のプロジェクト、その中で取りまとめた提言の素案でございますので、本日はそれに沿って、現在の川崎市及び全体的な動き、考え方等について御説明させていただきたいと思います。

こちらの提言は素案と書いていますとおり、今年の7月に正式版を取りまとめる予定としておりまして、それまでの間、国や国会議員、経済界など様々なところで意見交換をしているところでございます。

実際、先日も指定都市を応援する国会議員の会という全体会合が14年ぶりに開催されて、100人を超える国会議員と議論させていただいたところでございます。

本日、資料をかなり多くつけさせていただいておりますが、基本的にはこの資料4-2が説明用の資料でございますので、要点を絞って御説明させていただきたいと思います。

まずは74ページですが、この提言をするに当たって、指定都市市長会全体として抱えている時代に対する危機意識というものを説明しております。こちらについては、これまでの御説明のとおりでございますが、将来人口が減少することを示しているものでございます。

続いて75ページですが、多くの自治体が消滅の可能性があるとして、危機的な状況にあることを示しております。

1ページ飛ばしまして、77ページ、東京都への一極集中についてですが、人口だけでなく、大企業も東京に集中しております。

78ページに移ります。そうした東京都への一極集中ですけれども、首都直下地震やコロナのようなパンデミックなどの際には大きなリスクが生じると考えております。これらのことから、特別市の実現が、リスクを減らす1つの要因になるのではないかとということで、まずは時代背景に対する認識を示しております。

続きまして、82ページに移りますが、人口減少が続きますと、地方公務員の職員数も減少しますが、地方の自治体では既に職員の採用が難しくなりつつあります。このような状況下で、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると想定しております。

続いて83ページですが、これらの状況を踏まえまして、今後どのような体制が必要となるかということについて概念図で示させていただいているのがこちらの図でございます。現在は都道府県と市町村による画一的な二層制がとられておりますが、都道府県については、市町村間の連携が困難な地域の支援に注力し、基礎自治体同士の連携が可能な市

町村は、市町村間で連携を進めていくような見直しを行わなければ、人口減少時代に対応できないと考えております。

続きまして、８４ページでございますが、人口減少時代における基礎自治体の役割は重要であり、今後更に重要となる事項として、業務の標準化・効率化や外部資源の活用、共同利用などを挙げております。

続いて８６ページですが、このような状況下においては、市町村が単独で担えない行政事務が発生するおそれがあり、そのような場合に都道府県がその行政事務を担っていく可能性も想定することが必要であると考えております。

続いて８７ページですが、自治体間の連携を進めていくに当たりまして、既存の広域連携の仕組みを紹介しております。既存の広域連携の仕組みですと、取組内容がなかなか深まっていかず、共同でのイベントの実施であったり、観光事業を共同で行うといったところからなかなか進んでいかないため、これらを何とかしなければならないと考えております。

次の８８ページ、圏域単位でのマネジメントの仕組みの必要性でございます。人口増加の時代であれば、それぞれの自治体が個別最適を追及していればよかったですが、人口減少により自治体が維持できるサービスや施設等が縮減する時代においては、圏域での全体最適が必要であり、個別最適と全体最適を両立できる圏域マネジメントの仕組みが重要であると考えております。

このような理由・背景から、特別市の創設を提案しております。続いて９３ページです。特別市は、右側の図のとおり、道府県を貫通して、国と直接連携できるような一層制の地方自治体としています。

続きまして、９４ページの下段ですけれども、特別市の果たすべき責務を記載しておりますが、このような人口減少の時代の中では、特別市が成長し、周辺自治体と連携し、その成果を周辺自治体だけでなく、日本全体にも反映していくという責務を負うものとして考えているところでございます。

続いて９５ページは、特別市が、市民から日本全体までどのような役割を果たしていくかをまとめたものでございます。

次の９６ページですが、下段の枠内において、道府県との役割分担について、特別市が、近隣自治体との水平連携の中心的役割を担い、連携が困難な地域における道府県に対する垂直補完の役割を果たすとしています。それによって、日本全体として持続可能な行政サービスの提供が可能になると考えております。

そして９８ページですが、特別市がもたらす効果として、なかなかイメージが付きにくいところがあることから、こちらの資料を作成しております。特別市の実現により、具体的にどのような効果が生じるかについてですが、イメージとして特別市を５Ｇとして考えますと、高速大容量、多数同時接続、超低遅延など、基本的にはプラットフォームとしていろいろなことをスピーディーに進めることが可能になる体制となるということをイメー

ジしております。

少し飛びまして１０１ページでございます。指定都市市長会の取組についてですが、平成２２年から継続して特別市の実現に向けた取組を進めているところでございます。

次の１０２ページですが、本日配布している提言（素案）を作成する以前から、様々な団体に働きかけをしてきているところでございます。

そうした中、１０４ページでございますが、昨年、次期地方制度調査会に向けて要請しましたところ、昨年末に国が、研究会やワーキンググループを開催し、特別市の議論を進めているところでございます。実際、今年の１月に川崎市長がそのワーキンググループに出席し、特別市について議論を進めたところでございます。また、国においてもワーキンググループの取りまとめに向けた、議論を進めているところでございますので、国の動きも踏まえながら、市長が様々なところに働きかけを続けているところでございます。

１０６ページ以降は、特別市の実現による効果の具体的な事例集でございますが、こちらの説明は割愛させていただきます。続いて１３３ページに特別市に関する考え方の追加説明資料がございますが、先ほど御説明させていただいた内容は概念的であったのに対して、こちらの追加説明資料は、具体的な制度論としてより踏み込んだ内容としてまとめたものでございます。

１３４ページでございますが、特別市につきましては、第３０次地方制度調査会で指摘された課題への対応・考え方を示したものでございます。区役所に関連するものとして、１３９ページに区の住民代表機能の考え方をまとめております。

これまでの議論や整理として、区の住民代表機能や、区議会の設置などの記載がございますが、指定都市市長会としての考え方は下段のとおりでございます。基本的には、区の常任委員会を設置する、区長については、議会同意が必要な特別職化を検討するとした考えを基本としております。先ほど申し上げた提言自体は７月に取りまとめますが、こちらの考え方は、１１月頃まで各市と意見交換をしながら素案から成案にまとめていきたいと考えております。

現在の特別市に関する動きは以上でございます。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

どうもありがとうございました。

それでは、川崎市をめぐる動向（３）大都市制度について何か確認点等ございますでしょうか。

松井委員、お願いします。

松井委員

大都市制度の多様化の議論自体は国全体に関わる地方自治制度の観点から望ましいかと思えます。１つは、川崎市自体が、特別市制度自体は現実的な選択肢と考えていらっしゃる

るのでしょうか。もちろんこの場合は、このテーマを議論する場ではないので、結論は必ずしも必要ではありません。皆さんお答えできないと分かっています。ただ、川崎市として、特別市が現実的な選択肢であるかは少し考えてもらいたいと思います。

総合区は、最後に139ページで御説明いただいています。必要であれば常任委員会の設置は今すぐつくればよく、区長の特別職化も同様です。現在は総合区を設置し、つくるができます。新たな大都市制度をつくらなくても現在でも進められるものです。国を動かしたいのであれば、今すぐに自治の実績として進めたほうがよいとは思いますが、

川崎市が本気で特別市を実現したいのであれば、先ほど幾つか御紹介されていた例えば窓口の一本化などを行政レベルで進めていただくほうがよろしいかと思います。そういう気構え、計画みたいなことを基本方針に載せたほうがよいのではないのでしょうか。この点は確認したいと思います。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございます。特別市制度、当然この動きを踏まえながら、今後の意見交換の時間で先日の文教委員会でも話が出ましたので、委員の皆様には話を聞こうかと思ったのですが、現時点でどこまで書き込むかというところは明確にお答えできないのですが、次の地方制度調査会に向けた動きが活発になっております。基本方針の案を策定する段階でどこまで書けるかということではありますが、市の方向性もございますし、市として書くべきところをしっかりと書きながら、検討を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

松井委員

特別市の行政区が、今以上に機能、業務が増え、職員数を増やさなければならなくなり、効率化していく部分はできるかと思います。他方、組み直しが激しくなるとも感じています。これは恐らく1日2日でできる話では当然なく、法制化段階からしっかりと基盤をつくっていかなければ、実際ワークしない組織になる可能性が高いと思います。

要するに、川崎の市民が不幸になるので、本気で進めるのであれば、まさに今回の基本方針をつくって、その年から着々と机上の路線に走っていくのがよいでしょう。これらを本当にできますでしょうか。議論を深めたほうがよいかと思いました。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

貴重な御意見ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここから本題になろうかと思いますが、議題の3でございます。区役所改革の基本方針についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

石見市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当係長

資料 1 4 4 ページの資料 5 - 1 でございます。5 - 1 につきましては、川崎市が政令指定都市に移行した昭和 4 7 年頃からの変遷をまとめたものでございまして、表につきましては、左側から 2 列目といたしまして、区の設置、出張所等、その隣が規則・要綱等の制定、あとは区の自主事業、予算・機能強化、組織、システム導入・サービス向上となっております。

1 4 6 ページに移っていただきまして、平成 2 8 年の行を御覧いただきたいのですが、川崎市総合計画、行財政改革プログラムと同じ年でございますが、区役所改革の基本方針を策定しまして、平成 2 8 年の策定以降、令和 6 年までの経過について少し説明させていただきます。

表の 3 列目です。右隣 3 つ目、総合計画等の策定、規則・要綱等の制定の欄でございますが、平成 2 9 年に川崎市区役所等事務決裁規程を廃止しまして、川崎市事務決裁規程に統合しました。また、主に財務事項における区役所の部長専決及び課長専決における区役所の権限の局相当への引き上げが平成 2 9 年にございました。

平成 3 0 年でございますが、本日の会議資料の参考資料 2 としておつけしておりますが、区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版を策定しまして、1 枚おめくりいただきまして、1 4 7 ページでございますが、平成 3 1 年 3 月には鷺沼駅周辺再編制度に伴う公共機能に関する基本方針やこれからのコミュニティ施策の基本的考え方、令和 2 年 3 月には川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針等を策定いたしまして、地域別・分野別に計画、方針等を策定し、取組を進めてきました。

続いて、1 ページお戻りいただきまして、左から 4 つ目の列に記載があります予算・機能強化についてですが、平成 2 9 年に本庁連絡調整担当課を設置しております。こちらにつきましては、区役所の各課が所管する業務におきまして、通常、本庁にその業務に係る課が複数ございますので、本庁関係課同士で情報共有、連携を図ることを明確化することにより、円滑な庁内調整を図ることを目的に、本庁連絡調整担当課を設置しております。参考資料といたしまして、2 6 6 ページに資料を添付しております。

また、先ほど御説明させていただいたとおり、財務事項における区役所の部長専決及び課長専決における権限の局相当への引き上げを同じく平成 2 9 年に行っております。

左から 5 番目の列にございます組織に関するところでございますが、平成 2 8 年のところを御覧いただきたいのですが、地域保健福祉課、こども支援室を廃止いたしまして、保健福祉センター内に地域みまもり支援センターを設置いたしました。

次のページに移りまして、平成 3 1 年のところですが、保健福祉センターを地域みまもり支援センターに改称し、その後令和 6 年には、出張所を区民サービス部からまちづくり推進部へ移管したところでございます。

右端のシステム導入・サービス向上でございますが、平成 2 8 年に川崎市区役所サービス向上指針を改定し、令和 3 年におきましては、各区役所区民課等における証明発行等手

数料のキャッシュレス決済を開始、令和4年には川崎市インターネット事前申請サービスのネットdeスマートの導入、令和5年におきましては、行政手続の原則オンライン化を実施するなど、サービス向上の取組を進めてまいりました。

続きまして、148ページの資料5-2でございますが、こちらは総務省が公表しているデータでございます、「区が実施している事務の状況」を分野別に分け、指定都市の事務の状況を比較したものでございます。区が実施している事務に「○」がついており、川崎市においては、多くの事務を区役所が担っているというところでございます。

続いて149ページの資料5-3でございますが、5月に取りまとめました「区役所改革の基本方針の改定に向けた考え方」でございます。資料に沿って御説明させていただきますが、1番の改定の目的につきましては、2つ目の点でございますとおり、策定から10年が経過し、区役所を取り巻く環境が大きく変化しておりますので、これからの区役所が果たす役割や取組の方向性を改めて示すということを目的に改定するものでございます。

その下にめざすべき区役所像として、現行の基本方針におきまして、市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所、共に支え合う地域づくりを推進する区役所、多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所、以上3点をめざすべき区役所像として掲げております。

2番の本市のこれまでの取組ですが、(1)につきましては、区役所に関連する主な方針・計画をまとめたものでございます。

その下の(2)につきましては、めざすべき区役所像に向けたこれまでの主な取組と課題として、めざすべき区役所像ごとにこれまでの取組と課題をまとめたものでございます。こちらは資料に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして右側の3番でございます。区役所を取り巻く環境変化についてでございます。まず初めに、デジタル化の急速な進展といたしまして、1つ目の点、新型コロナウイルスの感染拡大による社会変容に対応するため、社会のデジタル化が急速に進展いたしました。

その下、2つ目の点でございますが、基幹システムの標準化への対応として、業務プロセス改革とデジタル技術等の更なる活用が必要になっております。

その下、3つ目の点は、国の制度改正、システム変更等への対応が必要になっているというところでございます。

次に、その下、想定外の危機事象の発生といたしまして、1点目、新型コロナウイルス感染症の拡大において、感染症関連業務を所管する区衛生課や危機管理担当を中心に、区役所・関係局による応援体制を構築いたしました。

2点目、想定外の危機事象へ対応するため、区役所・関係局の一体的かつ迅速な対応が必要となっております。

3点目、頻発する異常気象による自然災害の被害を軽減するため、住民自身による自

助、地域コミュニティにおける互助の役割の重要性が高まっております。

次に、人口構造の変化といたしまして、下線部分でございますが、少子高齢化の進展による労働力不足、人材不足、地域の担い手不足の深刻化や区役所に対する市民ニーズの変化が想定されているところでございます。

最後に、地域社会における環境変化でございますが、1点目の下線部分、地域におけるつながりの希薄化の進行でございます。

2つ目の点、地域のつながりの希薄化、家族構成の変化、外国人市民の増加、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域の課題が多様化・複雑化しております。

これらを踏まえまして、基本方針の改定に当たりましては、資料の一番下でございますとおり、区役所を取り巻く課題や環境変化への対応が必要とまとめております。

続きまして、150ページを御覧ください。4番の市民アンケート・有識者ヒアリングによる意見聴取でございます。（1）市民アンケートの実施につきましては、令和6年の10月から12月にかけて、区役所等のあり方をテーマに市民アンケートを実施いたしました。

アのオンライン手続きサービスの認知状況・利用意向についてでございますが、まず1点目といたしまして、オンライン手続きサービスの認知状況について、知らない、分からないと回答の方が最多でございました。次にその下の点でございますが、知らない、分からないと回答した方のうち、オンライン手続きサービスを利用したい、どちらかといえば利用したいと回答した方につきましては7割以上でございまして、オンライン手続きサービスのニーズが高いという結果となりました。

次に、資料中段のイの窓口サービスに望むものについてでございますが、最も数値が高かったのが、複数の窓口に行かなくて済むワンストップ・総合的な窓口でございました。その一方で、窓口サービスの利便性向上だけでなく、対面で親身に相談に応じる窓口ですとか、専門的な相談が受けられる窓口につきましても、9割前後の方が望む、どちらかといえば望むとの回答をされており、窓口サービスにおける相談に対するニーズが高いという結果になっております。

次に、その下（2）有識者ヒアリングの実施につきましては、本日懇談会に御出席いただいております3名の委員の皆様にヒアリングさせていただいた結果の一部を掲載しております。

次に、資料右上5の改定に向けた考え方でございますが、これまでの検討状況についてまとめたものでございまして、現行の基本方針に掲げるめざすべき区役所像に基づき、これまで取組を進めてきたところでございますが、改定に当たっては、こうした取組の継続に加えまして、以下の①②の対応に必要な要素を追加しました「これからのめざすべき区役所像」を検討してまいりたいと考えております。

①デジタル化の進展に伴う対応でございますが、1点目といたしまして、市民の利便性向上と業務効率化のためには、区役所の業務プロセス改革の徹底とデジタル技術等の活用

が必要としています。次に、その下の２点目、デジタル化の進展により、来庁する市民の減少が予想されるため、証明書発行も含めた区役所の機能、施設としてのあり方について検討が必要としております。

次に、②地域社会における環境変化への対応でございますが、１点目といたしまして、自助・互助では解決できない課題、複合的な課題への対応が求められており、区役所が高い専門性を備え、市民に身近な行政機関として地域を支えることが必要であるとしております。次に、その下の２点目といたしまして、多様化する市民のニーズに対応するため、市民視点での地域課題の把握が重要であるとしております。その下の点、地域支援や相談対応など、専門性の高い業務への注力が必要であること。次に、気候変動の影響による豪雨・暑熱等の深刻化や自然災害のリスク増大等に対し、機動的・効率的に対応するため、機動的・柔軟な組織運営や地域との連携が必要である。最後といたしまして、複合的な課題や制度の狭間にある課題に対応するため、区役所と関係局とが連携を深めながら、一体的・包括的な対応が重要であるとしております。

その下でございますが、こうした観点を踏まえ、様々な手法により市民の声を聴きながら、改定に向けた取組を進めることとしております。

その下、６番の改定に向けた進め方につきましては、冒頭でも説明させていただいたもので、こちらの御説明は割愛させていただきます。

１枚おめくりいただきまして、１５１ページでございます。１番上の現行の基本方針のめざすべき区役所像というところ、順番に３つ書かせていただいておりますが、右側にこれまでと変わらず大切なところというものを掲載しておりまして、その下段にプラスアルファのイメージということで幾つか挙げさせていただいております。

１点目といたしましては、デジタル技術を活用し、効率的で質の高い窓口サービスを提供する。上から３点目でございますが、自助・互助では解決できない課題、複合的な課題に対して機動的・柔軟に対応する組織運営を行っていくということ。４点目といたしまして、地域支援、相談対応など専門性の高い業務への注力をしていくということ。一番下の点でございますが、相互関連性の高い事業の情報共有と連携の円滑化でございます。これらをプラスアルファのイメージとして、取りまとめたものでございます。

説明については以上でございます。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございました。

資料５－３の「区役所改革の基本方針」の改定に向けた考え方を御説明させていただきました。繰り返しになりますが、こちらは５月２９日の文教委員会で示したものでございます。

委員の皆様から御意見いただければと思うのですが、時間に限りもございますので、可能であればポイントを絞りまして意見交換ができればと思っております。

まず、本庁事業局と区役所との連携について意見交換したいと思うのですが、先ほどの説明の中で149ページ右下に区役所を取り巻く環境変化といたしまして、つながりの希薄化や地域課題の多様化・複雑化など、行革プランにも出てきた環境の変化でございますが、これらの環境変化に対応するために、地域の課題を把握する区役所、また、区役所と本庁事業所管課との連携を深めて、一体的に対応していく必要があると考えております。

また、261ページの参考資料5ですが、市の内部の仕組みといたしまして、区における総合行政を推進するための庁内体制を設けております。緑色の四角の中に更に多くの四角枠がございまして、左から区総合行政推進の全庁的体制、その右に、区の総合化の体制、局区間の調整、局区間の情報提供・協議とありまして、それぞれの連携調整の仕組みがございます。

右から2つ目の局区間の調整につきましても、仕組みとしてありながら、関係局との連携が課題で、地域課題が解決できていないところがございますが、このような関係局と区役所との円滑な連携、目線合わせについて、内部的な課題ではありますが、委員の皆様から、もし知見等ございましたら、どのような対応が考えられるかというところ、また、151ページに戻っていただきますと、基本的考え方のプラスアルファで打ち出しているイメージのところがございますが、最も下の点にありますとおり、相互関連性の高い事業の情報共有と連携の円滑化というのがやはり内部的には必要ではないかと考えておりますが、更にざっくりとした投げかけにはなるのですが、関連して何か御意見等いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

松井委員、お願いいたします。

松井委員

こういう問題に関して議論すると、新しい組織をつくりましょう、会議体をつくりましょうとなりがちですが、まずやるべきことは、現行の局区間調整会議で扱っている議案とそれを処理している状況をしっかりと一元化しながら、それが解決しているか、していないか、どれくらいの時間をかけているのか、かけていないのかということ把握する必要があると思います。

そして、会議外での局区間調整事案をしっかりと把握した上で、なぜ局区間調整会議に乗るのか乗らないのかということの経緯をしっかりと整理したほうがよいと思います。そうしなければ、具体的に何が原因かというのが私には見えません。まずは具体的に川崎市で何を悩まれているのかを明らかにしてもらいたいというのがお願いです。

もう一つは、連絡調整会議を置き、これ自体は非常に素晴らしいことと思いますが、どのように機能しているのか、また、機能していないのかというのをしっかりと見たほうがよいと思います。この会議で何がどう議論されているのか、それは属人的な場合もあれば、システマティックに行っている場合もあるし、局単位でかなり差があるかもしれないので、むしろ局間での標準化をしたほうがいいかもしれません。また、もっと個別化した

ほうがよい場合もある。しっかりと次ぐらいまでに把握されていると、少し建設的な議論といえますか、解決策に近い議論ができるかと思います。以上です。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございます。かなり漠とした投げかけをしてしまいました。おっしゃるとおり、会議体の中で整理されたもの、また、会議外で把握したものなどを把握していく必要があると感じました。御意見ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。では庄司委員、お願いいたします。

庄司委員

あまり質問には答えられないですが、庁内横断的な話題ということで一言まずコメントしたいと思います。

今日御説明いただいたように、人口減少というのを世の中の的には非常に問題、課題としてまず語ってしまうのですが、資料75ページのとおり、これからの自治体は格差が開いていきますし、その中で、恐らく川崎市は、75ページの表でいいますと、ブラックホール型になると思っています。減少するというよりは、恐らく他の地域から人口を吸い取る側です。ただ、少子高齢化が進むので、高齢者ばかりが集まってくる、そのような未来になっていくと思います。それであれば、子どもはいませんので、高齢者の独り暮らし、つながりがいい高齢者が増え、地域力が非常に低下していくことが懸念される。川崎市は恐らく、多くの自治体が抱える懸念とは違ってくるのではないかと思います。

しかし、大都市制度を進めることによって、松井委員がおっしゃったように、区役所に対するサービスへの期待が大きくなってくる可能性があります。そのため、区役所も行政サービス能力を上げていこうということも考えられますし、一方で、デジタル化が期待されるのは分かりますが、デジタル化はとてもお金がかかりますし、セキュリティなどの高度化に対応できる人材がいらないという状況に陥ります。そうしますと、区役所に1人ずつ専門家を置くことも難しいため、全体をプラットフォーム化し、集約的、効率的に区の基盤を整えていくようなことをしていかなければならないと思っていました。

恐らく、区役所が最前線で行政サービスを提供する場になっていくのであれば、現状把握をしっかりと行っていかなければならないと思います。

最初のほうで評価の話がありましたが、統一的、自動的に必要な基礎データや政策効果に関する指標となるKPIに結びついたデータなどが自動的に取れて、問題を把握できるようにするというを考えていかなければならないと思います。そのような意味で、デジタル化を進めることと評価のこと、あるいはこのような方針を推進していく上での目標設定は連動していくと思います。この点が大事であろうと思います。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

庄司委員ありがとうございます。DXは、基本方針において大きな柱として打ち出しておりますが、確かにセキュリティー面や経費面、庁内の会議においてもデジタル人材の話も出ております。様々に議論するのは簡単ではあると思いますが、導入するまでの課題に関する御意見であったかと思います。ありがとうございます。

では、秋山委員、お願いいたします。

秋山委員

ありがとうございました。最初に確認させていただきたいのですが、先ほど大都市制度の話が出てきたのですが、今は特別市のことを考えずに議論してよいのでしょうか。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

はい。その点を踏まえる必要はございません。

秋山委員

ありがとうございます。

本庁の職員からすると課題として捉えている方もいらっしゃるかもしれませんが、川崎市は、各区の特徴が大きく異なっている点が魅力であると感じています。現状、各区の創意工夫があまり見えてこないようなところに少し課題意識を感じています。

これからは、日常生活圏域で取り組むべき課題がますます増えてくると思いますので、各区へ権限移譲し、サービス競争ではないですが、工夫できるところは各区でどんどんやっていくとともに、その共通基盤となるプラットフォームの部分については、DXも含めてですが、本庁で整えていくような議論の構造が必要ではないかと思いながら聞かせていただいております。

各区それぞれの取組をどのように尊重しながら情報共有されているのかを教えてください。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

御意見ありがとうございます。横浜市が18区あるのに対して、川崎市は7区ですので、効率的にサービス提供できる部分もございます。地域課題が区によって大きく異なりますので、これまで区長に権限を移譲しながら、地域課題対応事業等で各区において課題解決を進めてきたところでございます。

その一方で、例えば、全市的な課題である地域コミュニティ交通などを特定の区だけに導入しますと、7区のバランスとのせめぎ合いが生じるなど、大きな課題ほど進んでいかないという点についても先日の文教委員会でも話が出ておりましたが、課題であると考えております。

区の特徴の把握についてですが、区政推進課は区長連絡会議や総務課長会議、企画課長

会議などの会議体を運営しておりまして、それらの会議を通じて、区の特徴の把握や情報連携を図っております。そのような形で、私どもとしては、各区の課題を捉えて、本庁との橋渡し役としての役割もごさいます。区の権限が大きくなったが故に、以前と比べて連携先が増え、よりスピーディーに対応していかなければならない時代に入っていくのではないかと認識しております。

秋山委員

ありがとうございます。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございました。

意見交換の議題が広く、2回目はDX、3回目は地域づくりを議題として予定しておりますが、次回以降の議題にこだわらず、様々なお気づきの点につきまして、意見交換できればと考えております。

また、先ほど区役所と関係局との連携に関する話がございましたが、区役所内における横の連携も重要であると考えておりまして、コミュニティ施策や地域包括ケアの施策、防災、社会教育など、区役所には様々な部署がございます。区役所内部においても、情報を共有し連携を取りながら、地域に対して効率的・一体的に区として対応していく必要があります。

一方で、区役所の各部署においても事務分掌が定められておりまして、横の連携がなかなか進みにくい側面もあると考えております。職員の人事異動もございまして、人材育成の話も出ておりました。また、地域に関する情報をどのように蓄積していくかという課題もあるかと思ひます。そのような区役所内の職員同士のつながり、それに合わせた情報のつながりや蓄積のような、そのような方向性が必要であると考えておりますが、DXの視点等を含めて、区役所内の連携の方向性について、御意見や見解などをいただければと思ひます。こちらも漠とした言い方で申し訳ないのですが、いかがでしょうか。

庄司委員、お願いします。

庄司委員

先ほど申し上げたことと重複する部分がありますが、149ページにあるように、区役所は環境変化の中にあります。住民自身による自助、地域コミュニティにおける互助の役割の重要性が高まっているものの、恐らく子どもがおらず、つながりの少ない高齢者ばかりになっていく中で、地域力が低下すると思ひます。デジタルを活用しカバーしていくと考えがちですが、どこまで細かいサポートや把握ができるかというところが、難しいのではないかと思ひます。

例えば、能登半島で地震が起きた際に、高齢者の方が多く避難所にいらっしやって、ど

この避難所に誰がいるかとか、健康状態はどうであるかとか、どんな物資のニーズがあるかということをはりかく把握しようとしてしました。途中から Suica を配ったりもしていましたが、あのようなレベルで皆さんの日常の状態やお困り事をはりかく把握していくという、超スマートシティーのようなやり方も、力技でやろうと思えば可能です。

スマートシティーといいますと皆さんそういうことを想像するわけですが、本当にそれを投資して行うかという問題があります。DXすればそのようなことができると皆さん考えがちですが、それを行おうとすると大変な投資が必要となり、皆さんが生活様式を変えていかなければならなくなり、恐らく無理であろうと思っております。

しかし、防災の議論になりますと、DXを行いたがるところがあります。本番でそういうことをやりたがるということは、日常的にやらなければならないことなのですが、日常的に皆さんの健康データを市のシステムに集約し、どこにいるかというデータを全部把握しますか、そのような未来を十数年後に描きますかという、なかなか難しいのではないかと思います。それであれば、やはり公的なデータ管理に依存しすぎない自助・共助力を高めなければならないですし、先ほどのコミュニティとの連携ということを考えていかなければならないと思います。そのため、区役所の課題は、恐らく部局間の連携だけではなく、どこをコミュニティに委ね、コミュニティとどのように連携するかという点についても、これからとても重要になると思います。

どうしても市役所の中でこのような議論をすると、部局間の連携をどうしていくかに意識が向いてしまいがちですが、そこだけではないと思います。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございます。区役所の内部組織の組織論でございますが、私ども区政推進課はコミュニティ推進部の中の1つの課でございます、同じ部の協働・連携推進課や市民活動推進課、健康福祉局の地域包括ケア推進室とも連携しながら、コミュニティに対して行政がどこまで行っていくか、コミュニティ施策の検証も併せて動いているところで、それらも併せて進めていく必要があると思っております。

また、スマートシティーについては、コストの課題があるということで、ありがとうございました。

松井委員、お願いします。

松井委員

区役所の中での連携は、課題でいうと2つ目の地域社会の環境変化の中での課題の多様化に対して、いわゆる現行の組織、組織図上の組織、言い換えれば、事務分掌上の組織では解決できない問題、複合的なため解決できないものが対象でしょう。言うなれば、組織をつなぐための何らかの仕掛けをつくらなければならない、まして新しいセクションをつくるということではありません。先ほどの局区間の運用に、区内での区間調整会議みたいな

ものを運営されているので、その会議で全体的な方針や今回の区計画をどうしていくかということを議論されているかもしれません。組織と組織がつながる際には、職員間の属人性が強いものになっているかもしれませんし、区間によってそれぞれ違っている可能性もあるかもしれません。それをある程度報告し示していければ、区の中での専門職の方々、事務職の方々が協力し合える体制をつくれるかと思います。

これも同様の話ですが、現行の会議体を使っているか、公的問題に対処するために機能しているかということを詰めていくとよいかと思います。

その上でもう一つあるのですが、庄司委員がおっしゃったとおり、データの共有化は必要と私も思っています。今日の資料の150ページにオンライン化の認識に関する調査が行われていて、観念的なものを把握されていますが、あまり私は意味がないかと思います。むしろ、アウトプットでしっかりと把握したほうが、意味があるものになると思います。川崎市さんは実はアウトプットのデータを多く持っているのを知っています。要するにオープンデータをオープンしたままになっていませんか。データを集積しながら、少なくとも点で繋ぐとか、どれくらいの変化があるのかなどをみることによって、窓口のオンライン化が有効に機能しているかどうかというのは、推論を立てられるのではないかと思います。認識はどうですかと聞くよりかは、もっと即物的に改善につながる。実際にデジタル化を進めたところで、やはり混雑が生じる。デジタルについていけない人が、窓口で話を聞き、職員はその対応に追われ、結局時間もコストも削減につながらないかもしれません。オープンデータをしっかりと持っていらっしゃるので、これから取る必要はないので、活用していくのがよろしいのではないのでしょうか。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございます。デジタル化を進めることで蓄積されるデータを活用し、市民サービスの向上につなげていく。今年の3月31日は月曜日で、マイナンバーカードの手続きもありとても混雑しました。このような課題の改善につなげていくものなのかと考えているところでございます。ありがとうございます。

秋山委員は何かございますか。

秋山委員

両委員がおっしゃっていることに賛同しております。

先ほどコミュニティの話が出てきましたが、これから育てていくべき人材ということで、市の職員の育成もちろん大事ですが、コミュニティオーガニゼーションといいますか、コミュニティにもいろいろな人が出たり入ったり流動していく、そのようなコミュニティの特徴を捉えながら、組織化を進め、市民の中でそのようなものを担っていけるような力を養っていく、蓄えていくというような視点で、市民と協働していくことが、市の職員がやるべきことだと思います。特にこれからの人材不足や高齢化、日常生活圏域におけ

る課題の複合化が進む中では、とても重要になると思いますので、他の委員の方々も言われておりました、局区間連携という視点とはまた違うような形での人材育成も含めて前を向いていただけるとよいのかと思っております。よろしくお願いします。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございました。先ほどもお話がありましてとおり、区役所の組織というのはどうしても課題が先に動き出して、それに合わせて組織改編を進めていくのですが、なかなか追いつかないところもございます。ただ、組織を超えた応援体制のような区長のマネジメントで対応できる部分もありますが、長期的にはそのような人材育成やコミュニティの関係性が重要であると考えております。ありがとうございます。

最後に、全般的なお話も1点いただきたいのですが、資料4の大都市制度の御説明でも出てきました区長の権限強化や総合区に関してでございます。307ページの参考資料8を御覧いただきたいのですが、大都市地域における各種制度の比較（区について）という資料でございます。

中央に指定都市の記載がございまして、左側の区は川崎市において現在設置されている行政区でございます。また、その右の欄は、平成26年の地方自治法改正により設けられた総合区でございます。総合区長の権限として、職員の任免権や予算意見具申権が認められているところですが、総合区を導入した指定都市はございません。先ほどの資料5-1において、これまでの区役所機能の強化の取組を御説明したとおり、本市としてはこれまでの区役所機能強化の取組において、一定程度区長の権限強化を進めてきたものと思っております。

また、資料5-2の御説明のとおり、区が実施している事務については、他都市と比べますと、多くの事務を区が担っている状況でございます。行政区における区長権限の更なる強化や総合区導入のメリットやデメリット、先ほど松井委員からも、既に現行法上対応できる部分があるのではないかというお話もございました。文教委員会においても、このあたりの議論がございまして、こちらは松井委員に対する投げかけとなってしまうかもしれませんが、総合区導入のメリットやデメリットについて御見解がございましたら御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

松井委員

総合区のメリットといいますか、特徴は、区長が特別職であることでしょうか。議会の同意を得て、手続を経ているということが1つのメリットかと思います。

権限の説明をしますと、資料にも書かれていますが、まちづくり等の事務を持つとあります。ただし、これも総合区でないとつukれないという話では決してないと思います。そうではなく、むしろ、148ページの「区が実施している事務の状況」にあった、例えば、土木建築関係の機能の集積化が総合区の特徴ではないかと思います。もちろん、それ

はかつて大区制小区制という２つの区分がよく用いられていましたが、川崎市も当初に取り組まれていたのは大区制といいますか、大区制のようなスタイルで特定の分野の権限を拡大しようということではないかと思います。

ただ、これは川崎市が政令指定都市として指定された際に大区制を考えていらっしやったのではないかと思います。いろいろな権限の見直しをされている中で、土木建築関係は今の状態になっているのではないかと思います。それを再度増やしていくことは、大変ではないかと思います。

土木建築関係の権限を増やし、組織としても増やすとなりますと、組織再編が大変ではないかという点ではデメリットとなるでしょう。組織的な点では大区制的なメリットがあるでしょうし、まちづくり等の事務を行えるメリットもあると思います。ただ、それは組織再編を伴うという点においても、難しさを伴うと思います。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

松井委員ありがとうございます。土木関係の観点が私どもなかったですし、仮の議論がありますが、例えば７区あるうちの１つの区だけを総合区にするとした場合に、その区の区長が権限を持って予算をとり、独自の行政サービスを提供する場合に、区によって差が生まれてしまうことも現実的ではない話ですが、総合区の導入に向けては、先ほどの松井委員のお話も含めて、課題があると考えているところです。

松井委員

おっしゃるとおりで、総合区を７区全てに導入する必要はありませんので、例えば、川崎区だけに導入してもよい。総合的な運用が必要な地域については、総合区を導入してよいのではないかと思います。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

御意見ありがとうございます。そのような観点も踏まえまして、改定に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

庄司委員

本当は地元の人たちが自分たちらしく行えるような自治を発揮していくといいますか、現場に近いところが進めていくというのは好きではありますが、一方で、今のお話ですと、総合区で独自性を発揮していくメカニズムは、いわゆる標準化には反した動きになるかと思います。その場合に、どこを共通化し、どこを効率化し、どこを一緒にやっていくのかという問題に関わってくるかと思いました。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございます。直近の議会でもこのようなお話が出てきたところですが、今回こちらから大都市制度のお話を振らせていただきました。

意見交換の場としてこの場を設けさせていただいておりますが、私どもから聞きたいことを委員の皆様聞いてしまった部分がございます。今後、繰り返しになりますが、7月にはDX政策、8月は地域づくり、最後の第4回は総括的な内容で懇談会を予定しているところがございますけれども、今回第1回ということで、総合計画、行革プランの改定等、全般的なお話もさせていただきましたが、委員の皆様から、次回以降の分野と重複するという御懸念もあるかと思いますが、お気づきの点や確認しておきたい点、議題の全般を含めまして何かございましたら、御発言いただけますでしょうか。

松井委員、お願いします。

松井委員

角度が違ような話となり恐縮ですが、人材育成の話です。区役所は極めて重要なポジションにあると思います。現場の経験というのは、何をどういうふうに話していくかを理解する上で不可欠な体験でありますし、それが基本になっていると思います。ただ、現実から言いますと、若い職員の方々は区役所よりも本庁で働きたいという思いがとても強いと思います。

私の教え子が川崎市のある区で職員をしておりますが、「しっかりと区役所で働きなさい」と私が伝えたことをその教え子が同僚に言うと、「珍しいことを言うね」と言われたそうです。要するに、みんな本庁に行って仕事がしたい、本庁でデスクワークしたいという思いがあるようです。他方、自治体職員、特に基礎自治体の職員がそのような思いを持っているといいのか私は疑問があります。現在は、区役所という職場に魅力を感じられないのではないかと思います。働き方や働く時間が原因かもしれませんし、対住民との関係が難しいのかもしれません。しかし、そういうことに対処するための人事の仕組みをしっかりとつくらなければならないと思います。

本庁お勤めの職員さんの中には、区役所の仕事が一番面白かったという経験をお持ちの管理職の方が多いと思います。区役所の仕事の面白みを市としてつくり上げていくことが必要ではないかと思います。ひいては、川崎市役所の職員全体の意欲が高まるのではないのでしょうか。川崎は辞職が多いと思いますが、今後働き手も少なくなると思いますので、魅力ある職場をしっかりとつくっていくことは人材育成という点で必要ではないかと思っております。できれば、基本方針のどこかに書いておきたいという思いが正直あります。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございました。私も最初の配属は区役所でしたので、現場をある程度把握しております。人事課では、本庁と区役所のジョブローテーションを踏まえ、人事を進めて

いると思いますが、区役所においても多様な業務がございますし、関わる地域人材によって変わってくる部分がございますし、人があってのというところがございます。人材育成も大きなテーマかと思っておりますので、この点を踏まえてまいりたいと思います。

それでは、庄司委員、お願いいたします。

庄司委員

私も人材の話をしようと思っていましたので、今のお話とすごくつながりがあると思います。

人材育成もそうですが、人材確保のことも考えなければならないと思います。松井委員のお話を聞きながら、これは、例えば人材像をちゃんと持たないといけないと思いました。区役所の現場の最前線で総合的問題に向き合い解決に関わる人材が、素晴らしい、カッコいい、やりがいがあるという人材像をしっかり確立していかないと、人材を確保できなくなると思います。

しかも、福祉やまちづくり、デジタル化など、専門性がとても高まっています。人事異動で行政職員は、数年で異動してしましますが、本当にそれでよいのかと思います。ガバメントクラウドとかAWSなどを一緒に議論していた専門性の高い人が、関連のない部署へ異動してしまうのはもったいないですし、そのような専門性の高い職員は人事異動を嫌って転職してしまうかもしれません。

これらのことから、地域の専門家であり課題解決のリーダーとなるような職員像をしっかりと持ち、その部署で今よりもう少し長く勤めることができるようなモデルをつくりながら、区役所のあり方を考えていくことも必要ではないかと思いました。

更に極端なことを言いますと、本庁の仕事というのは、どちらかというとペーパーワークや会議が多く、そのような業務こそ要らなくなるのではないかと思います。デジタル化が進む中で、人は人にしかできない仕事をしましょうと言っていますので、人にしかできない仕事は、現場に近いところにあるのではないかと思います。以上です。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございます。まさに行政として注力していくべき部分が、どこにあるのかという御意見であったかと思います。ありがとうございます。

また、人材育成につきましても、本市としても人材育成基本方針の改定も今年度予定されておりますので、そこで魅力を上げて、市職員の人材の確保も大事な視点かと思えます。ありがとうございます。

秋山委員いかがでしょうか。

秋山委員

時間がないと思いますので手短に。先ほど権限移譲の話を少し申し上げましたが、権限

移譲というのはリソースの移譲とセットであると思っております。一般的にはヒト、モノ、カネと言われますが、知識や知恵、ネットワークなどの本当に現場を助けるもの、本庁にはそういうものを提供できるような機能を持っていただきたいと思っています。

あとは、他の委員の皆様が言ってくくださったとおりで、やはり現場重視ということで、どう書き込むかは難しいと思いますが、例えば、本庁で昇進していくためには全ての区役所を原則として経験していることが望ましいといったことなどを検討してもよいかもしれません。住民の多様性や時代の変化も含め、現場にいないと感じられないこともあると思いますので、何年か本庁を経験すれば、またどこかの区役所に戻るようなローテーションの仕組みを人事制度の中でつくっていただけるとよいのではないかと思います。以上です。

菅原市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

ありがとうございます。委員の皆様から人材育成、人事の観点でお話いただきました。大変貴重な御意見だと思いますし、私どもこちらを踏まえて対応してまいりたいと思います。

それでは、終了予定の時間が近づいて参りましたので、本日の議題はこちらで終了といたしたいのですが、そのほか皆様方からよろしいでしょうか。

それでは、最後に事務連絡をさせていただきます。次回の開催日程でございますが、7月2日水曜日10時から、今回は本庁舎の2階でしたが、次回は本庁舎復元棟の3階301会議室で開催いたします。

私ども懇談会を初めて開催させていただいて、至らぬ点もあったかと思います。申し訳ございません。それでは、以上をもちまして、第1回区役所改革の基本方針の改定に関する有識者懇談会を終了いたします。今年度全4回を予定しておりますが、引き続きよろしくお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

— 了 —